

議案質疑通告書

(No. 1/2)

通告第 1 号

令和8年 8月31日 13時00分 受付

第43号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質 問 要 旨

1. 吉川市教育委員会及び吉川市立小中学校学区審議会開催の在り方等について
 - (1) 6月17日公表の教育委員会議題は第21号議案と第22号議案のみでした。6月23日に更新された議案書ではじめて第23号議案「吉川市立小中学校学区審議会への諮問について」が追加されました。追加理由と緊急性について伺います。
 - (2) 小中学校学区審議会の資料を17日～22日にかけて各委員に配布しました。委員には「審議資料の事前配布と合わせて、資料の概要と、審議会の進行について次第に沿って説明した」と公開質問状に対する回答で述べています。説明時期はいつか。それは全員一括での説明か、個別に全員に説明したのか。教育委員会で学区審議会委員の委嘱承認を得る前の資料配布と説明に問題はないのか。
 - (3) 6月24日の教育委員会の第23号議案に対して教育委員から、「安全性、学校の存続、学区のあり方についてしっかりとご審議をいただけるよう諮問していただきたい。」「しっかり時間をかけていただき、市としての考えを固めていただければと思う。」との意見がありました。また、6月24日の小中学校学区審議会では旭地区代表の委員から諮問事項、第1号に反対すること、「旭地区住民は反対の人が多い」との意見があったにもかかわらず、意見聴取したのみで多数決での採決の議事運営に問題はなかったのか。住民の意向を調査する必要があったのではないか。
2. 旭小学校と関小学校の統合に向けた今までの検討経過について
 - (1) 保護者や地域の方々と意見交換を行うとともに、様々な観点から検討を重ねてきました。と記されていますが、どの部署、あるいは委員会で検討を重ねてきたのか。そして、総合的な判断はいつどこ（部署など）で決定して、令和8年2月16日の吉川市教育委員会に議題として提案する経過となったのか。
 - (2) 旭小学校、関小学校の統合にあたっての教育学的視点の検討はどのように行い、結論を導き出したのか。地域の発展も大きな課題とされていますが、その検討内容についても伺います。

(次ページに続く)

答弁を求める者

市長、教育長、担当部長

議案質疑通告書

(No. 2/2)

通告第 1 号

令和8年 8月31日 13時00分 受付

第 43 号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質
問
要
旨

(3)「旭小学校の未来を考える会」発起人から吉川市議会に提出された「旭小学校統廃合に関する公正かつ透明な意思決定を求める陳情書」は、直筆署名数と電子署名数合わせて3,755名です。陳情書に対する教育委員会の見解を求めます。

(4)旭小学校に在籍する保護者から「令和8年6月24日に開催された吉川市立小中学校学区審議会における諮問第1号に関する答申は無効であることを確認する」と吉川市を提訴し、受理されたことが過日の8月24日の説明会で報告されました。この事案について見解を伺います。

答弁を求める者

市長、教育長、担当部長

令和8年 8月 31日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号： 6番 氏名：遠藤義法

所属委員会： 総務健康常任委員会

議案質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第 2 号

令和 8 年 8 月 31 日 14 時 35 分 受付

第 43 号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質
問
要
旨

1. 提案理由では、旭小学校の児童数の減少を踏まえ、将来にわたり良好な教育環境を確保するとしています。
しかし、児童数が減少していることと、直ちに統合が最善であることは同義ではありません。そこで伺います。旭小学校を残した場合に、どの教育条件が、いつ、どの程度、維持困難になるのか、具体的な数値と根拠を示してください。
2. 学校統合は、児童、保護者、地域住民に大きな影響を及ぼします。説明会では、理解できない、納得できる説明をなどの声が多く聞かれました。そこで、本議案提出にあたり、市は保護者、児童、地域住民の理解が十分に得られたと判断した基準を伺います。また、賛成意見だけでなく、反対・不安・懸念の声をどのように整理し、本議案にどう反映したのか伺います。
3. 統合により、通学距離・時間、友人関係、学校生活への適応など、児童への負担が生じます。そこで、児童への身体的・心理的負担をどのように評価したのか。また、通学安全、心のケア、不登校・不適応への対応について、具体策は既に定まっているのか伺います。

答弁を求める者

市長、教育長、担当部長

令和 8 年 8 月 31 日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号：20番 氏名：松崎 誠

所属委員会： 建設生活常任委員会

議案質疑通告書

(No. 1/2)

通告第 3 号

令和 8 年 8 月 31 日 14 時 36 分 受付

第 43 号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質問要旨

1. 市は、旭小学校の統合の是非について子供に問うことは「責任が重く負担や分断につながる」とし、直接の意見聴取を避けています。しかし、こども基本法第 3 条第 3 号および第 11 条は、自己に直接関係する事項について子供が意見表明できる機会の確保を義務付けています。さらに、令和 7 年 12 月定例会において、教育部長はこども基本法の趣旨を踏まえ「子どもの意見も聞いてまいります」と明確に答弁していた事実があります。ところが、8 月 24 日に開催された説明会では、子どもからの手紙が読み上げられ、その文面には僕の話聞いてくださいと切実な思いがつつられていました。

(1) 説明会では、市民からこの案件に対し、こども家庭庁から「子どもの負担を理由に意見を聴かないことは法に抵触する」と指摘されているとの話がありました。この点について、市の独自の解釈は法解釈の逸脱（裁量権の乱用）ではないか。市の見解を伺います。

(2) 令和 7 年 12 月議会での「子どもの意見も聞いてまいります」との公式答弁に対し、今回の「統合の是非については一切聞かない」という方針は明らかな矛盾（ダブルスタンダード）ではないか。その整合性の説明をお願いします。

2. 先の説明会では、本条例案の前提となる通学区域審議会答申の有効性・適合性について、手続き上の重大な瑕疵（違法性）があるとして、令和 8 年 8 月 2 日に「学区審議会答申無効請求訴訟」が埼玉地方裁判所へ提訴され、8 月 12 日に正式受理されたという市民からの話があった。これにより、本統廃合計画の法的妥当性は司法の場で争われることとなったが、市は「スクールバスの契約や予算執行を遅らせるわけにいかない」として司法の判断を待たずに本条例案の上程している状況です。

(1) 司法の判断（違法性の有無）が示される前に、駆け込み的に条例を可決させようとする客観的な「緊急性」とは何か説明をお願いします。スクールバスなどの事務手続きは、司法判断や市民の信頼よりも優先されるべきものなのか、市の見解を伺います。

(次ページに続く)

答弁を求める者

市長、教育長、担当部長

議案質疑通告書

(No. 2/2)

通告第 3 号

令和 8 年 8 月 31 日 14 時 36 分 受付

第 43 号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質
問
要
旨

(2) 仮に、本条例可決後に司法から「答申無効（違法）」との判断が下された場合、どのような具体的支障や不利益が子供たち、保護者、そして地域に生じると考えているのか、また、その際の教育委員会および市の政治的・法的責任をどう考えているのか伺います。

3. 先日の説明会では、市民から小学校は地域の文化の中心であり宝だといった話がありました。そして、地区の人々は地域の文化を壊されるのではないかと懸念しているとの話がありました。学校が消滅することによる、旭地区の衰退、上内川・下内川地区をはじめとする地域からの人口流出、地域コミュニティの喪失といった多大な「社会的コスト」を、市はどのように試算し、評価したのか伺います。

答弁を求める者

市長、教育長、担当部長

令和 8 年 8 月 31 日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号：19番 氏名：吉川敏幸

所属委員会： 総務健康常任委員会

議案質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第4号

令和8年8月31日 14時58分 受付

第43号議案 吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例

質問要旨

1. 議案書には、改正前の「名称 吉川市立旭小学校、位置 吉川市大字南広島1,940番地」の部分を削るとあります。また、提案理由として「旭小学校の児童数の減少を踏まえ、将来にわたり良好な教育環境を確保する観点から、旭小学校を関小学校に統合したいので、この案を提出するものである。」と記されています。

統合に向けた検討については議案の参考資料の中で、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には【地域コミュニティの核としての性格への配慮】も記されております。

参考資料の8統合に向けた説明、検討経過(1)学校関係者、保護者及び地域への説明、のところにある先月8月24日(月)に行われた旭地区説明会の参加者人数と説明内容、地域住民からどのような意見があったのかお聞かせください。

2. 「学区審議会答申無効確認請求事件」として、さいたま地方裁判所に行政訴訟が提出され受理されているとお聞きしています。

内容は、「本件訴訟は学校統合そのものの是非を争うものではない。原告が問うのは、学校統合という児童生徒に重大な影響を与える行政判断について、当事者である子どもの意見を聴取せず、公正性に疑義のある手続の下で意思決定が行われたことの適法性である。本件答申は形式上は諮問機関の答申であるとし、また、その適法性は原告子の通学先・通学環境・教育環境に直接影響する。」として、請求の趣旨は、「令和8年6月24日に開催された吉川市立小中学校学区審議会における諮問第1号に関する答申は無効であることを確認する。」と原告からお聞きしています。

これについてどのように受け止め、どのように対応されるのかお聞かせください。

答弁を求める者

市長、担当部長

令和 8 年 8 月 31 日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号：16 番 氏名：岩崎小百合

所属委員会：総務健康常任委員会

議案質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第 1 号

令和 8 年 8 月 3 1 日 14 時 57 分 受付

第 44 号議案 吉川市職員定数条例の一部を改正する条例

質 問 要 旨

当条例は、職員 20 名の増員を提案するものです。本条例については、令和 2 年 6 月にも改正が行われ、同様に 20 名の増員が図られています。

当時の増員理由としては、

- ・人口増に対応した職員数の確保
- ・市民サービスの低下回避
- ・仕事量に対して職員数が不足していること
- ・時間外勤務の削減
- ・県内類似団体との比較において、吉川市は職員一人当たり人口が多いこと

などが挙げられていました。

なお、当時（令和 2 年 6 月 1 日）の人口は 73,120 人、現在（令和 6 年 8 月 1 日）の人口は 71,907 人です。

以下について伺います。

1. 増員の理由
2. 吉川市職員の生涯賃金
3. この 5 年間で増員が行われた部署はどこか。また、今回の増員配置計画
4. アウトソーシングの創出について、現行計画における成果と今後の方向性
5. 前回の増員時には DX の影響を考慮していなかったが、今回はどのように反映しているか。
6. 職員の勤務状況について
 - ① 現在の職員一人当たり人口、3 年後の推計人口、および 20 名増員後の数値
 - ② 平均時間外勤務時間
 - ③ 平均有給休暇取得日数
 - ④ 育児休業や病気休暇の取得状況の推移

答弁求める者

市長、担当部長

令和 8 年 8 月 3 1 日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号 : 17 番 氏名 : 岩田京子

所属委員会 : こども教育常任委員会

□当初予算 ☒補正予算 □決算 質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第 1 号

令和 8 年 8 月 31 日 14 時 25 分 受付

第 56 号議案 令和 8 年度吉川市一般会計補正予算（第 2 号）					
ページ	P13～14	目	市民参加推進費	事業名	自治会活動支援事業
質問要旨	地域自治振興交付金の算出方法変更による 2,794 千円の減額とのことです。 自治会による広報配布状況と、公共施設での配布状況について詳細をお聞かせください。				
答弁を求める者		市長、担当部長			
第 56 号議案 令和 8 年度吉川市一般会計補正予算（第 2 号）					
ページ	P23～24	目	体育施設費	事業名	体育施設管理運営事業
質問要旨	暖房稼働の要望が多数あったため、試験稼働を経て暖房を稼働することにしたとのことです。ご要望について具体的にお聞かせください。 利用料について、現時点で考えていることがあればお聞かせください。				
答弁を求める者		市長、担当部長			
第 号議案					
ページ	～	目		事業名	
質問要旨					
答弁を求める者		市長、担当部長			
令和 8 年 8 月 31 日 吉川市議会議長 様 上記のとおり通告します。					
議席番号： 8 番 氏名：雪田 きよみ 所属委員会： こども教育常任委員会					

□当初予算 ☒補正予算 □決算 質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第2号

令和8年8月31日 14時57分 受付

第56号議案 令和8年度吉川市一般会計補正予算（第2号）

ページ	23～24	目	体育施設費	事業名	体育施設管理運営事業
質問要旨	体育館のエアコン利用については、夏季の利用のみとし今年度5月から夏期のみ利用料に上乗せした形で利用者に負担をいただいています。しかし、冬季の暖房の要望があり、その分のガス使用料の増額分122万3千円が計上されています。 これまでのエアコン稼働、光熱水費および利用料の実績と、今後の暖房の光熱費の受益者負担の考え方をお聞きします。				
答弁を求める者	市長、担当部長				

第56号議案 令和8年度吉川市一般会計補正予算（第2号）

ページ	13～14	目	市民参加推進費	事業名	自治会活動支援事業
質問要旨	地域自治振興交付金279万4千円の減額です。以下について伺います。 1. 算出方法の変更内容について。 2. それによって自治会活動への影響は。				
答弁を求める者	市長、担当部長				

第 号議案

ページ	～	目		事業名	
質問要旨					
答弁を求める者	市長、担当部長				

令和8年8月31日

吉川市議会議長 様

上記のとおり通告します。

議席番号 : 17番 氏名 : 岩田京子

所属委員会 : こども教育常任委員会

□当初予算 ☒補正予算 □決算 質疑通告書

(No. 1 / 1)

通告第 3 号

令和 8 年 8 月 3 1 日 1 4 時 5 8 分 受付

第 5 6 号議案 令和 8 年度吉川市一般会計補正予算（第 2 号）					
ページ	17～18	目	農業振興費	事業名	中核担い手農家育成事業
質 問 要 旨	参考資料によりますと、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用施設等の導入を支援するものとあります。支援内容についてお聞かせください。				
答弁を求める者		市長、担当部長			
第 5 6 号議案 令和 8 年度吉川市一般会計補正予算（第 2 号）					
ページ	19～20	目	商工振興費	事業名	商業活性化推進事業
質 問 要 旨	原油等価格高騰対策支援金について伺います。事業概要、事業予算と、区分に応じて給付される支援金 2.5 万円、5 万円、10 万円のそれぞれの対象者数の見込みをお聞かせください。				
答弁を求める者		市長、担当部長			
第 号議案					
ページ	～	目		事業名	
質 問 要 旨					
答弁を求める者		市長、担当部長			
令和 8 年 8 月 31 日 吉川市議会議長 様 議席番号：16 番 氏名：岩崎小百合 上記のとおり通告します。 所属委員会：総務健康常任委員会					

当初予算 ☒ 補正予算 ☐ 決算 質疑通告書

(No. 1/1)

通告第 1 号

令和 8 年 8 月 31 日 14 時 56 分 受付

第 62 号議案 令和 8 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）					
ページ	2	目	資本的収入	事業名	
質 問 要 旨	国庫補助金 △120,987 千円は国庫補助金の内示を踏まえて事業費を見直したとの説明です。それに伴い資本的支出の建設改良費が減額されたとの認識でよいか。事業の見直し内容は。国庫補助金の当初予算では、前年度に比べ 1 億3328万7千円の増額であったが、ほぼ減額となった理由は。 建設改良費には共保雨水ポンプ場増強実施設計業務委託料も一部含まれていますが、雨水ポンプ場を増強する事業に影響はないのか、来年度から事業に入る見通しは立っているのか伺います。				
答弁を求める者		市長、担当部長			
第 号議案					
ページ	～	目		事業名	
質 問 要 旨					
答弁を求める者		市長、担当部長			
令和 8 年 8 月 31 日 吉川市議会議長 様 議席番号： 6 番 氏名：遠藤 義法 上記のとおり通告します。 所属委員会： 総務健康常任委員会					